

軽度者に係る（介護予防）福祉用具貸与の例外給付についてのフローチャート

軽度者のアセスメントから下記の福祉用具貸与が必要と判断された者

- ・車いす及び車いす付属品
- ・特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト
- ・自動排泄処理装置

藤枝市軽度者に係る（介護予防）福祉用具貸与の例外給付状態像のチェックリスト作成

チェックリスト＊「厚生労働大臣が定める者のイ（利用者等告示第三十一号のイ）」に該当する者



チェックリスト＊「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する基本調査結果

直近の基本調査結果
に該当する者

- ・車いす及び車いす付属品（二）
「日常生活範囲における移動の支援
が特に必要と認められる者」
- ・移動用リフト（三）に該当する者
「生活環境において段差の解消が必
要と認められる者」

算定の可否の判断基準 ア

算定の可否の判断基準 イ

基本調査結果該当しない者

算定の可否の判断基準 ウ

担当者会議

新「福祉用具貸与に関する意見伺い」作成
又は直接医師に聴取し医学的な所見に基づ
き判断された内容であることを確認する。

医師に「疾病その他の原因（疾患名）」か
ら、チェックリスト裏面の（i）～（iii）
の状態と判断し当該福祉用具が医学的に
必要であると判断された者は
新「福祉用具貸与に関する意見伺い」活用
又は直接医師に聴取し（i）～（iii）の
状態を確認する。

主治の医師から得た情報から適切なケアマネジメントプロセス実施

担当者会議：福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像につ
いて適切な助言が可能な者が参加する。

担当者会議

必要書類を市に提出

貸与決定

居宅介護（介護予防）支援事業所の判断

貸与決定

要否判断

書類の提出は必要なし

貸与決定

*この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された
必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。